

食中毒の発生にかかる措置について

令和 5 年 5 月 10 日（水）、市内医療機関より「職員食堂を利用している職員の複数名が令和 5 年 5 月 9 日（火）午後 8 時頃から食中毒様症状を呈している」旨の届出がありました。

食品衛生課で調査したところ、職員らは共通して当該施設の厨房で調理された食事を喫食していること、感染症を疑う事実がないこと、便検査を実施したところ職員 18 人からウエルシュ菌が検出されたこと、発症状況が類似しており、職員を診察した医師より食中毒の届出があったことから当該施設の厨房で調理された食事を原因とする食中毒と断定し、営業者に対して、令和 5 年 5 月 16 日（火）から 5 月 17 日（水）までの 2 日間の営業停止を命じました。

- 1 発生年月日（初発） 令和 5 年 5 月 9 日（火）午後 1 時
- 2 喫食者数 365 人
- 3 有症者数 72 人（21～81 歳）（入院者なし）
- 4 主症状 下痢、腹痛等（重症者なし）
- 5 原因食品 令和 5 年 5 月 9 日（火）の昼食に原因施設が提供した食事（推定）
（ご飯、鮭の漬け焼き、さつま芋と竹輪の煮物、オクラと寒天の酢の物、肉じゃが煮、ほうれん草とたまご炒め、白身魚のバジルソース和え、味噌汁、りんご、オレンジ）
- 6 原因施設
 - ・営業所所在地 堺市中区深井沢町 6-13
 - ・営業者氏名 医療法人恵泉会 理事長 武久 洋三
 - ・屋号 堺平成病院
 - ・業種 飲食店営業
- 7 病因物質 ウエルシュ菌
- 8 措置 営業停止処分
令和 5 年 5 月 16 日（火）から 5 月 17 日（水）までの 2 日間
- 9 検査状況（検査機関：堺市衛生研究所）

検体名	検査結果
有症者検便	18 検体：ウエルシュ菌陽性 3 検体：ウエルシュ菌陰性 ノロウイルスはすべて陰性
調理従事者検便	33 検体：現在検査中 ノロウイルスはすべて陰性
拭き取り検査	7 検体：食中毒細菌全て陰性
食品	30 検体：食中毒細菌全て陰性

【参考】**<ウエルシュ菌とは>**

ヒトや動物の腸管内、土壌、下水などの自然界に広く存在している。

耐熱性の芽胞を形成する。

<症状>

腹痛、下痢など

<原因>

スープ、カレー、煮物など大量に調理され、長時間室温に放置された食品に多い

<予防>

- ・調理後は速やかに喫食すること
- ・調理後の食品を保管する場合は小分けして速やかに冷却すること
- ・保存しておいた食品は、十分に再加熱し、中心まで熱を通すこと

**問
い
合
わ
せ
先**

担 当 課：健康福祉局 保健所 食品衛生課
電 話：072-222-9925
ファックス：072-222-1406